

## 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：令和3年7月26日（月）  
午後1時30分～午後4時まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室  
（令和3年度 第一回）

出席委員：水野紀子会長、渡部順一副会長、北島みどり委員、熊谷大委員、栗林美知子委員、  
佐藤央子委員、田口敦子委員、佐々木祥子委員、成瀬陽子委員、吉田聡委員  
欠席委員：兼子佳恵委員、高橋慎委員

### 1 開 会

（司会：共同参画社会推進課 野口副参事兼総括課長補佐）

#### 【定足数報告】

総括

本日の審議会ですが、委員12名中10名のご出席をいただいておりますので、宮城県男女共同参画推進条例第24条第1項定足数、過半数以上を満たし、会議が成立しておりますことを報告いたします。

### 2 あいさつ

#### 【環境生活部 佐々木副部長】

宮城県男女共同参画審議会の開催にあたりまして、本来であれば、環境生活部長の鈴木よりご挨拶申し上げるところでございますけれども、急遽所用のため欠席となりましたので、私、副部長の佐々木からご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より本県の男女共同参画の推進につきまして、格別のご理解、ご協力いただいておりますことに、この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。

本県の男女共同参画推進条例は、施行から20年が経過いたしました。男女共同参画社会づくりへの、取り組みは、着実に進みつつあると感じておりますけれども、変化していく社会情勢の中で、いまだ分野によっては、様々な課題を抱えているところでございます。

このような状況の中で、昨年度、委員の皆様より貴重なご意見をいただきまして、第4次の宮城県男女共同参画基本計画を策定いたしました。

第4次計画では、新たに記載しました事項もございまして、男女共同参画社会の実現に向けた一層の取り組みを推進する内容となったところでございます。本当にありがとうございます。

いました。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、首都圏を中心に感染が再拡大をしております。本県におきましても、予断を許さない状況になっております。本県の男女共同参画に関します事業を始めといたしまして、各種事業につきましても、状況を見極めつつ実施の判断をしているところでございます。

県といたしましては、今後とも感染防止対策の充実強化に取り組むとともに、県経済の回復と新しい生活様式を取り入れた事業継続への取り組みを着実に実施して参りたいと考えているところでございます。

委員の皆様には引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

本日は、第三次基本計画の最終年度となっております、令和2年度の宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告等についてご審議をいただきます。

第三次基本計画では、一部の指標で目標を達成するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが広がってきているというふうに考えておりますけれども、男女共同参画の理念が必ずしも県内全域に浸透しているとは言えない状況でございます。

審議会委員の皆様のご意見をお聞きしながら、より一層の取り組みを進めていきたいと考えておりますので、本日はどうぞ忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに思っております。

最後に、本日の充実したご議論もお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。

### 3 各委員、事務局（県）の紹介

#### 【事務局】

今回新たに委員に就任された方をご紹介します。

東北電力株式会社ビジネスサポート本部、経済人材部課長の佐々木幸子委員でございます。

続きまして本年の令和3年4月の人事異動で、新たに生活環境生活部に参りました職員を紹介させていただきます。

共同参画社会推進課男女共同参画推進班佐々木班長でございます。

同じく男女共同参画推進班木村主事でございます。

同じく本日司会を務めさせていただいております、共同参画社会推進課総括課長補佐の野口でございます。どうぞよろしく申し上げます。

#### 【事務局】

それでは議事に入らせていただきます。本日は次第の通り、二つの議題についてご審議いただきます。

ここからの議事進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第 20 条第 1 項の規定により、水野会長に議長をお務めいただきます。

それではどうぞよろしく申し上げます。

#### 4 議事

##### 【水野委員】

それでは議長を務めさせていただきます。第 4 次基本計画策定作業の戦友のみなさんと再会できて大変嬉しく存じます。それでは、進めさせていただきます。

早速でございますが、議題 1 の宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）について、事務局にご説明お願いいたします。

##### 【堀内専門監】

それでは、宮城県男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）についてご説明申し上げます。

この年次報告については、「宮城県男女共同参画推進条例」第 16 条において、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならないとの規定に基づくものでございます。

本日、令和 2 年度の男女共同参画に関する県の事業について報告するとともに、年次報告（案）についてご審議いただきます。その後、8 月に知事をはじめとする男女共同参画施策推進本部会議に諮り、最終的に 9 月の県議会へ報告書を提出いたします。

「資料 1 宮城県男女共同参画基本計画（第三次）計画の体系」をご覧ください。こちらは、令和 2 年度が計画の最終年度となります。

第三次計画に基づき、どのような施策体系で県が事業を行っているかを一覧にしたもので、7 つの基本目標に対して、「施策の方向」、「施策の項目」を設定しております。なお、事業によっては、複数の「施策の項目」に関係するものもありますので、その場合は「再掲」としております。

続きまして、「資料 2 宮城県男女共同参画基本計画 関係事業令和 2 年度実施状況一覧」をご覧ください。

こちらは計画の体系に基づき令和 2 年度に県が実施した男女共同参画事業に関し、「予算額」、「事業目標」と「事業実施状況」、「自己評価」、「成果」、「課題と原因」、「今後の対応」等を示しております。当課はじめ、庁内の各部署において、それぞれの分野で事業に取り組んでおります。

それでは、共同参画社会推進課が実施した主な事業について、資料 2 に基づきまして、ご説明いたします。

まず1ページ項目1、No.3「県の審議会等委員への女性登用の推進」を御覧ください。

第3次基本計画では、令和2年度末までに、県の審議会等委員における女性の割合を45%にする目標指数を設定しておりますが、令和3年4月1日現在で39.3%と前年度より0.5ポイント上昇しました。

審議会ごと、計画的かつ具体的に女性委員の登用を図るため、審議会委員改選の都度、担当部局と当環境生活部で事前協議を徹底しております。しかし、目標指数の45%にはまだ開きがございます。女性登用推進の課題としては、専門性が求められる部分において、女性の絶対数が少ない分野があること、団体推薦が該当する場合、その職にそもそも女性が登用されていないこと等が挙げられます。

今後も引き続き委員数の増減、充て職の構成の検討等も含め各部局と連携を図り、全庁一丸となって女性委員の登用を進めて参ります。

2ページ 項目3No.8「みやぎの女性活躍促進連携会議の運営及び事業実施（地域女性活躍推進事業）」をご覧ください。

「みやぎの女性活躍促進連携会議」は、平成27年6月設立の、経済団体や各種団体で構成されている会議です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本体会議及び担当者会議を書面で行いました。事業計画の審議や、事業実施結果の評価等を行いました。

連携会議としての事業内容は、「女性の活躍促進に向けたイベントの開催」や「みやぎの女性活躍促進サポーター養成研修」のほか、令和元年までに実施した、「みやぎの女性活躍促進拠点モデル事業」で、掘り起こしを行った県内6地域の拠点団体と、令和3年度からの本格的連携に向けて、意見交換を行うなど、女性が活躍しやすい環境整備の推進に向けて取り組みました。

一枚捲って3ページを御覧下さい。項目5No.12 県・市町村パートナーシップ事業でございます。

こちらは、市町村における男女共同参画の取り組みを推進するため、市町村と県が共催で実施している事業になります。令和2年度は申請のあった7市2町のうち、5市と共催でセミナーや講座を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2市2町が開催を見送りましたが、コロナ禍でも取り組みやすい市町村男女共同参画パネルキャラバンは、4市3町で実施いたしました。

続きまして、4ページ、一番上になります。項目7、No.17 NPOとの連携によるイクボス推進事業をご覧ください。

こちらは、男女共同参画を推進する上で重要な位置にいる経営者や管理職の意識改革について力を入れるため、平成30年度から開始した事業です。令和2年度は「ファザーリン

グ・ジャパン東北フォーラム in みやぎ」、及び「子育てシンポジウム」と合同で「イクボスシンポジウム」を開催し、企業の経営者や管理職の方々が参加いたしました。コロナ禍ということもあり、オンラインでの開催となったため、遠方の方など、幅広い層へ意識啓発を行うことができました。参加者の7割以上の方が、内容について満足と答えており、イクボスの普及推進に一定の成果があったと評価しております。

次に5ページをご覧ください。下の方になります。項目13、No. 29「みやぎ男女共同参画相談室の運営及び相談対応」をご覧ください。

こちらは、男女共同参画に関する相談を受け、適切な助言等を行う事業です。相談件数は昨年度1年間で1,300件でしたが、男性相談が158件と前年度の109件をさらに上回り、現代に生きる男性の生きづらさがうかがえます。平成29年に新設したLGBT相談も、昨年同様50件を超えています。

また、相談員の資質向上と職員の啓発のため、LGBT（性的マイノリティ）講座を開催いたしました。講座では、LGBTの支援団体の方を講師としてお迎えし、様々な場面で求められる配慮や、当事者をめぐる社会全体の課題などについての講話をいただきました。参加者アンケートでは、97%の方が研修内容に満足し、理解が深まったと回答いただきました。引き続き複雑化、多様化している男女共同参画に関する相談に的確に対応するため、研修によるスキルアップ、それから関係機関との連携をさらに図って参りたいと思います。それでは、ここからは担当の木村よりご説明いたします。

#### 【木村主事】

次に資料3表紙を1枚お開きいただきますと、目次がございます。

第1部では、「令和2年度の宮城県の男女共同参画の現状と施策、今後の展望」についての総括を記載しております。

第2部では「宮城県における男女共同参画の現状」として、7つの分野における各種数値等のデータを掲載しております。

第3部では、「宮城県における男女共同参画の施策」として、先ほど資料2を用いて説明いたしました、県における各事業の状況をまとめて掲載しております。

第4部「市町村における男女共同参画の取組状況」については、令和3年4月1日現在の県内各自治体の体制や取組について記載しております。

目次の次のページ、第1部の1ページ総括の方を御覧下さい。

男女共同参画の理念は、残念ながら県内全域に完全に浸透しているとは言えず、東北の他県や全国と比べても、必ずしも十分とは言えない状況にあります。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、県民へ広く周知するための講演会などの開催が困難となり、十分な啓発活動を行うことができませんでした。

しかし、少しずつではありますが、男女共同参画社会づくりへの取り組みは広がりつつあります。今後、市町村や関係機関、民間組織との連携をさらに確実にし、新たな生活様式に沿った、多様で質の高い施策を総合的に実施していくことが必要です。

男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、県民一人一人が生き生きと暮らすことができる社会を目指す男女共同参画社会の理念及び推進の必要性を県民に広く普及し、男女共同参画社会形成の促進をさらに図って参ります。

6 ページ「男女共同参画の指標の推進状況一覧」を御覧下さい。

第3次基本計画の指標12項目中8番の「女性のチカラを生かすゴールド認証企業数」、9番の「家族経営協定締結数」が目標を達成しております。

また、項目内の一部ではございますが、5番の「育児休業取得率」について、こちらは女性が目標の90%を達成し、10番の「男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合」について、こちらも市が100%を達成し、11番の「みやぎの女性活躍促進サポーター」についても、目標の100人を達成しております。

このほか、計画策定時及び前年度から数値が上昇した項目については、12項目中3項目となっております。

1番「県の審議会等委員における女性の割合」、2番「県の管理職に占める女性の割合」、こちらは知事部局のものとなっております。6番「保育所等利用待機児童数」です。引き続き目標達成に向けて取り組みを継続して参ります。

なお、6番「保育所等利用待機児童数」につきましては、最新の公表数値が、令和2年4月1日のものとなっておりますので、こちらはそちらの数値を記載させていただいております。

次に前年度から数値が下降した項目は5項目となっております。

3番「市町村を審議会等委員における女性の割合」、4番「男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合」、7番「男性にとっての男女共同参画セミナーの参加者」、11番「宮城の女性活躍促進サポーター」、12番「宮城県防災会議の委員に占める女性の割合」です。

4番「男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合」、7番「男性にとっての男女共同参画セミナー参加者」、11番「みやぎの女性活躍促進サポーター」については、新型コロナウイルス感染症のため、セミナーなどのイベントを開催することができず、開催率が減少となったものです。

今後はイベントの開催方法を工夫し、啓発活動に努めて参りたいと考えております。

また3番「市町村の審議会等委員における女性の割合」については、今回女性委員数は維持してはいるものの、全体の機関総数が減少したことによるものと、12番「宮城県防災会議の委員に占める女性の割合」につきましては、組織の改編により、委員総数が増え、かつ人事異動により該当する委員が男性である場合が多いことによるものです。

これら5項目については、前年度比較では、数値は落ちたものの、計画策定時からの比較では上昇傾向にありますので、令和3年3月に策定されました宮城県男女共同参画基本計画、こちらの第4次計画の方に沿った取り組みというのをさらに強化していくこととしております。

前年の数値から変化のない項目が1項目ございました。

10番「男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合」です。

男女共同基本計画を策定した市町村の割合につきましては、14の市がすべて計画を策定していますが、残る12町村につきましては、策定について継続的に働きかけることとしております。また、複数の業務を多く抱えている所管課を持つ町村の実情を踏まえ、策定についての支援にさらに力を入れて参ります。

昨年度は、第3次基本計画の計画最終年度となっており、計画の目標としていた数値へ近づけるようにと、様々な施策を行ってきたところでございますが、今年度以降は、第4次基本計画のもと、市町村、県民、事業者、及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭や職場、地域における県民・事業者等の自主的な活動、及び、男女共同参画社会実現に向けた取組に対し、積極的に働きかけて参ります。

説明は以上でございます。

#### 【水野委員】

ありがとうございました。事務局からの説明について、御質問や御意見等何かございませんでしょうか。委員の皆様から伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは私の方から。コロナ禍で飲食店等のパート仕事で生活を支えていたシングルマザー家庭が一気に貧困化するというようなジェンダー問題が顕在化しました。そして小学校の休校措置などもあり、給食で栄養を取っていた子ども達はその機会を奪われ、子ども達のためにその貧困家庭の母親が自分の食事を子どもに回してずいぶん痩せてしまったという話も聞いております。また、東北では実際に女性の自殺率が増えたという痛ましい報道もありました。年次報告には、そのようなことに対応する部分があまり見当たらなかったのですけれども、どこかにコロナ禍での女性の貧困になにか対応をしたことは書かれていますでしょうか。何か思いつかれた事があつたら、宮城県の対策をうかがえればと思います。

#### 【堀内専門監】

今年度お出ししている令和2年度の年次報告には具体的にこういうことをやったというような記載というのはないのですけれども、国の方の対策の例といたしまして、今現在そういった女性、特に若年女性のための対策を講じるような事業を進めるということで現在準備をしている段階でございます。

**【水野委員】**

きっとそれぞれの課が目下、この問題に直面していらっしゃるって、日常の中で従来の延長線上でやれることをやっておられるのだと思うのですけれど、それが成果という形で上がってくるのは、やはり今年度以降の報告になるのでしょうか。

**【堀内専門監】**

報告の方には出ていませんが、共同参画社会推進課内に、NPO班というところがございまして、そちらの方で聞いている話としまして、特に貧困対策をやっていたわけではないけれども、子ども食堂を始めたんですというNPOが出てきているということです。子ども食堂について、庁内で令和2年度何か特徴的な活動がございましたでしょうか。

**【子育て社会推進課】**

子育て社会推進課確井と申します。よろしくお願いたします。  
ただいま子ども食堂のお話が出ましたので、私の方からご説明させていただきます。

直接女性の貧困ということではないのですけれども、子供の貧困という視点から、令和2年度、今お話ありましたような子ども食堂を運営している団体に対しまして、その活動再開費用であったり、もしくは、コロナ禍において通常の活動ができないということで、いわゆる配食とか、弁当を作ってお渡しするとか、食材をお配りするとか、そういった事業に転換された団体に対しまして、最大で、50万円前後の補助金という形で支援をさせていただき、大体30近くの団体に対して、補助をさせていただいたというような事業がございまして、

またあわせて、こういった子ども食堂、それぞれの地域で行われているのですけれども、中にはなかなか食材の部分が不足したり、逆に多くもらい過ぎて、どうしようか迷っている団体もあり、子ども食堂同士のネットワークを築くというような取り組みも、昨年度から開始しております、それも今年度また継続して行う予定です。

その中で、それぞれ食材、例えば寄付でいただいた食材のやりとりであったり、そういったものをそれぞれの子ども食堂の間でうまくできるようにして、それがひいては各家庭に、困っていらっしゃる所にきちんと配れるようにという取り組みを今進めているところでございます。

以上でございます。

**【水野委員】**

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

**【熊谷委員】**

何点か、質問させていただきます。

資料2 宮城県男女共同参画基本計画の関連事業令和2年度実施状況一覧の5ページの、

29 の宮城男女共同参画相談室の運営及び相談対応ということで、先ほども男性の相談も増えてきたというお話もあったと思うんですけども、個人情報に関わるかもしれないですけども、その男性の相談のみならずどういう相談の中身があるのかなというのを、聞かせていただいて、その相談の内容がうまく反映されれば、この男女共同参画社会というのは、どんどん改善されていくのかなという風に思います。

何点か教えていただければというのが1点と、次は6ページの、14番互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発について、32番で、みやぎらしい家庭教育支援事業というのがあるんですが、この宮城らしいっていうのは何だろうなと思ってるんですけども、宮城らしさみたいなのも、どういうことで定義されてるのかっていうのを教えていただきたいなと思います。

あと最後にですね、8ページの23番「周産期医療対策事業」についてなのですが、私たちの町でも市制移行を5万人都市目指して頑張ろうということで、大目標を立てて人口増を目論んでおるんですけども、やはり人口増に関してはどうしても足踏み状態であります。むしろちょっと減り始めておりますので、ここで子供を産む環境をどのように整備していくかとか、育てる環境をどのように整備していくかということは、喫緊の課題として取り組んでいるんですけども、なかなか答えらしい答えは出てこないところです。宮城県もそうだと思うのですが、そういう中で、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった用ですが、どのような内容で議論がされていたのかということをお話いただければと思います。

以上です。

#### 【水野委員】

そうしましたらお答えいただけますか。三つのご質問ですが。

#### 【堀内専門監】

それではご質問にありましたまず1点目の相談事業についてお話をさせていただきます。男性相談と申しますのは、158件とありますけれども、こちらは男性の相談員がおりまして、相談内容と申しますのは、女性の方の相談とそう大きな違いはありません。だいたい人間関係に関する悩みが多いかなというふうに思います。とりわけご家族の中の人間関係に関する相談が最近多くなっておりまして、夫婦の間の悩み相談といった相談件数が多いところがございます。

それから「みやぎらしい家庭教育支援事業」につきましては、今日担当課が来ておりますのでご説明いたします。

#### 【生涯学習課】

生涯学習課沼田と申します。当課で家庭教育支援を担当しております。

ご質問ございました宮城らしい家庭教育支援ということですが、「みやぎらしい家庭教育支援」という定義がホームページ等でも載っております、正確なものが今ちょっと覚えていないのですけれども、基本的にまず実施している中身としまして、親になるための教育、親になるための学びをどうするかということで県独自で「親の道しるべ」として、親になるため、心構えですとか、それから小さいお子さんをお持ちの場合ですと子どもの嫌々期で、今家庭の孤立化とかございますので、そういった際に、近所の家庭教育支援チーム、それぞれ、経験のある、おばあさんや、マダムの皆さんで構成しているチームが各市町村等にあるのですけれども、そういった方々が、健診会場ですとか、お母さんになる皆さんに、こんなことがあったらこういうことを相談してねということ、地域で子育てを支えていこうというような取り組みを今行っております。

今ですと「親の道しるべ」そもそもがこれからお母さんになるという方を中心に行っていたのですけれども、やはり今、少子化ということも問題になっておりまして、お母さんになる以前に、親になるっていいことなんだよ、楽しいことなんだよということを伝えるために、主に高校生ですとか、そういったところに、家庭教育支援チーム、皆さんに行ってくださいまして、「親の道しるべ」を使った、様々な研修ですとか、授業をやっていたいて、妊婦さん体験を男子学生にさせていただくですとか、そういった取り組みを今行っているという状況です。

以上でございます。

#### 【堀内専門監】

続きまして8ページの48番に関するご質問でございますけれども、本日担当課の保健福祉部の医療対策課の担当が所用により、参加できておりませんので、新型コロナウイルスの影響により中止となった研修内容につきましては後日確認をさせていただきます、お伝えさせていただきますと思います。

#### 【熊谷委員】

ありがとうございます。

宮城らしさがちょっとよくわからなかったもので、次回もう少し詳しく教えていただければと思います。

それとコロナでかなり中止になってしまったっていう研修会とかが多いと思うんですけども、ぜひYouTube化して欲しいなと思うんです。

私もすごく興味のある講座というか研修会とか、残念ながらコロナで中止ってなると。なので、ぜひいつでも入れるような体制、SNSで、宮城県はこういうことをやってるんだっていうことを、後々、いつでもどこでも見られるような体制をちょっと整備していただければ、勉強もしたい時期にできるような感じになるんじゃないかなと思います。もし余

力があればお願いしたいなと思います。

以上です。

#### 【水野委員】

ありがとうございました。

熊谷町長のご活躍を期待しております。明石市の例も有名ですが、市町村レベルでも、トップが積極的に育児支援の政策を充実させると、違います。若い人が流入してきて人口が増えたという話もありますので。

日本は、子ども達の育児支援が非常に貧弱だという問題を抱えております。基本的には国レベルで、もっと積極的に対策を練らなければいけない問題だと思います。

先ほどの「みやぎらしい家庭教育」についてですが、私もみやぎらしいとは何かなと思ったので、ご質問いただいて興味深くうかがいました。

本当は子どもを育てるときには、群れによる育児が、健康な育て方なのだろうと思うのです。昔の村の育児では、若い母親は一番働き頃の労働力ですから忙しく働いていて、大家族やご近所がいろいろな形で育児に育児に関与するものでした。それが急速に変化して、都会ではコンクリートの箱の中で孤立した育児になってしまいました。この孤立した育児に、いろんな育児支援のチャンネルをつくって、群れによる育児を再現する必要があるだろうと思います。それが次世代にとって、日本の将来にとって、重要なことだろうと思うのです。もしそこにまだ、東京などとは違う宮城の利点があるとしたら、それを生かせばいいなと思いがらうかがっておりました。どうもありがとうございました。

他にご質問はございませんか。

#### 【渡部委員】

水野会長からも貧困の問題に関して、熊谷委員の方から家庭の話も出たんですが、ちょっとご参考までに大学でどんなことが起きてるかを話していきたいと思います。

経済的に非常に厳しいご家庭が多くなってきておまして、その中で女性の方が、仕事をしなければいけない。要するに、女子学生にとっては母親が仕事をしなければいけないという状況になっている。そうすると、ちょうど年齢的に介護の問題が出てきていて、いわゆる祖父祖母、そういう方々を、学生が面倒見なければいけないという状況が少なからず起きています。そうすると、病院に連れて行ったりとか、それから病院に入院してる方の手当をしたりするとか、急な連絡があったりとか、それから残念ながら徘徊されるような方もいらっしゃる、全部、学生に負担がかかってくるというふうになっています。勉学に勤しむというよりは、家庭の方に時間を取られてしまって、せっかくこれから社会で活躍してやっていこうと思うにもかかわらず、そういった資質能力が、醸成できないっていう学生が少し多くなっています。それからの授業なんですけども、本学の場合は遠隔と対面両方やっているんですが、ご家庭から全部遠隔にしてくれというお話があります。なんで全部遠隔してくれ

っていうお話なのかをお聞きすると、アルバイトして、経済的に支えてもらわないと家庭が崩壊してしまうというふうな、切実なお話もあります。そこでも、学生がせっかく良い資質能力を持っていながら、勉学に勤しめない環境が出てきたりしています。そうするとですね、我々ちょっと気づかないところなんですけども、じゃあ学生がアルバイトするところはどこなんだという話になるんですが、例えば多くの店舗が非常に今厳しい状況の中にある中で、学生のアルバイト先も、やはり場合によっては、コロナ感染リスクの高いような、仕事場しか探せないとか、今緊急事態宣言を含めたいろんな宣言が出ていますけど、非常に条件の悪いところしか働けないということで、大学自体が、今非常に大きな問題を抱えてるような状況になっています。

一応今日水野会長からですね、貧困の話と、熊谷委員の方から家庭の話も出たんですが、将来を担う、大学、他の大学のことはわかりませんが、本学に関してはそういう状況が目につき始めてる。私は、参考までにお話をさせていただきたいと思います。

何か水野先生からありますか。

#### 【水野委員】

私自身も学生たちが大学生活を続けられないという、悩みは聞いております。学費の負担で、退学を考えているという学生の相談に乗りますと、胸が痛みます。それから最初に渡部副会長がおっしゃった、ヤングケアラーの問題ですね、これも非常に重要な問題だと思います。近代化以降、日本の社会は、財やケアのセーフティネットとして張るべき社会福祉が不十分で、ずっと安上がりの社会福祉でやってきました。特にケアの部分は、主婦がシッター、老人シッター、子どもシッターをやるという形で、回してきてしまいました。でも、主婦が労働者として働き始めますと、あるいは主婦が病気などでその役割を果たせないと、それを公的にカバーするということがなく、家庭の中で、主婦の代わりにケアができる者、若い子供たちに負担がかかっている、その実態によりやく日が当たりはじめた、ということなのだろうと思います。それも男女共同参画で考えなくてはならない問題だと思います。

#### 【熊谷委員】

今副会長のお話でヤングケアラー話もあって、今女性の貧困で、生理の貧困っていう話があって、私も全くそういうことをわからない。もう、家庭も男3兄弟ですし、どちらかという母親も、男勝りなところもあって、よくその女性の状況というのは把握できなかった中で、公明党の議員団から、生理の貧困ということで、もっと注目してくださいという要望書が出ました。私よりも副町長がすぐアクションをしてくれて、連携協定先のイオンにかけ合ったんです。そうしましたらイオンの方からもうすぐに、生理用ナプキンを何百個も提供してもらって、役場と、町内の学校にも置かせていただくようにしたんです。やはり男女共同参画というとその政策決定者に、女性の感覚とか視点がないと。そこまで私も貧困が浸透してるっていうことにも気づけなかったですし、またヤングケアラーの問題なんていう、本当

に声を上げてもらわないと、なかなか政策の手が届かないというところもあってですね。それをどういうふうに政策決定の場所に持っていくのか、持っていったらいいのかなっていうのはやっぱりちょっと、なかなか男性だけの視点では片手落ちというかですね、なかなか視点が届かないところは視野が広がっていかないところもあるんで、ちょっとそういうところも、積極的に、アウトリーチ型にしていかないとなと思っておりますので、何か報告書も含めて内容をシンポジウムとかやってもらって、今後どんどんライン化して、見てもらうとか、広めていただければその男性の方の政策決定者が多い中で、気づきを促すことができるんじゃないかと思います。

すいませんちょっと関連で。

#### 【水野委員】

大変力強いお話をありがとうございます。熊谷委員のような発想をもってくださるトップがいると全然違うと思います。

#### 【渡部委員】

すいません。もう一つ参考までなんですけど、WEB配信についてです。

実は環境生活部さんと本学が組みまして、女子大生向けのセミナー開いてます。実際にWeb配信して学生からアンケートなどもとっています。共同参画社会推進課さんの方で、実際はやられてるということを共同参画社会推進課が実施した事業として掲載していただきたい。

私の方からちょっと二点ほど質問あるんですが、前も説明をお聞きしたかもしれないんですが、資料2の8番。ここに6チームって書いてあるんですけど、これは地域がどこなのかももう少し詳しく教えてもらっていいですか。

#### 【堀内専門監】

それでは、こちらの8番の方にお載せしました、地域拠点ということでお話をさせていただきますと、まず、大崎、栗原、気仙沼、登米、南三陸、石巻仙南でございます。

#### 【渡部委員】

繰り返しになりますが、栗原で一つ、大崎で一つ、気仙沼で一つ、登米と南三陸で一つ、あとは仙南の方ということになるんでしょうか。北にずいぶん偏っている気がするんですけど、仙南、南の方は何か理由があって仙南でひとまとめにしてらっしゃるんでしょうか。

#### 【堀内専門監】

各拠点においてモデル事業を行った際に各地域で活動されている団体の掘り起こしを行い、仙南地域の方もだいが掘り起こしを行ったのですけれども、女性活躍というテーマで活

動をなさっている団体が本当に少なかったものですから、なかなか仙南の方の団体へのお願いが出来ていない状況になっております。

**【渡部委員】**

今時、仙南は防災の問題がありますよね。防災の方にもチカラを入れていらっしゃる仙南の方でもいろんな女性が活躍する場を設けていただければなと思っております。

あともう一点、この項目とは直接関係ないんですが、進捗について教えて欲しい件があります。

育児休業法が改正されて令和4年から男性の育児休暇も制度化されるということになったんですが、宮城県さん。県庁自身はどのような方向性で今進めようとしているのか、直接年次報告書とは関係ないんですが、今後の展望としてお聞きしておきたいので、少しわかる範囲で結構なんですが、男性の育児休暇については県庁さんとしてどのように進めていくのか教えて頂きたい。

**【田中課長】**

育児休業の関係なんですけれども、県庁の人事課が担当されているので、お願いいたします。

**【人事課】**

人事課の石倉と申します。よろしくお願いたします。

先般の国会で改正されたかと思えます。代表的なものは8週間以内4週間の休業が取れるということで、県庁の休業制度につきましては既にこちら対応しております、特段改正の予定はございません。ただ、手続き的に1ヶ月前の申請というちょっと古い形のものになっておりましたので、今回の改正は2週間前というふうに伺っております。

こちらの手続きは今後、しかるべき手続きを取っていく予定としております。

**【渡部委員】**

実的に言えば、男性の方っていうのは何日くらい育児休暇取得されていますか。前に調べたときだと、有給休暇を育児休暇に替えた形にして休んでいる方とか、一日しか取らないで育児休暇ということにされている方とか、県庁が対応しているということだったので、その法律に乗っ取ったくらい男性の方は育児休業を取得されているのでしょうか。

**【人事課】**

ご質問としてはちょっと厳しいご質問でございます、制度的には特別休暇といわゆる休業となる無休休業とですね、それぞれ制度的には用意してあります。当然ながら職員は優先的に特別休暇を取ります。出産の際は2日、あとは育児参加が5日、併せて7日は特別休

暇が取れることになっておりまして、ほとんどの職員はこちらをまず使っているという実態でして、いわゆる無休の休業を取っている職員というのは4人に1人位それも短期間でございます。

**【渡部委員】**

法律が出たことでそういったところも、改善されたり、啓蒙活動されるってというような形になっていくんでしょうか。

**【人事課】**

特定事業主行動計画を人事課の方で所管しております。目標は高めの設定をしておるところではございます。

**【渡部委員】**

私の方からは以上です。長くなりました。

**【水野委員】**

ありがとうございました。他にご質問、御意見よろしいですか。

**【栗林委員】**

資料2の8ページの43番。女性の健康相談事業なんですけど、先ほどからも話が出てましたが、コロナ禍での女性の貧困だったり、さまざまな問題が出ている中でこの事業は女性の医師が少ないということで実施されてきたもので成果が相談できる場所が整ったので、事業廃止するっていうふうになっているが、それは元々医師数がどのように変化して成果が出たものになっているのかってのを教えていただきたいのと、地方部だと、女性が産科・婦人課の医療の機関を選択するというのはほとんど出来ない現状があり、この相談事業は私自身もすごくいいものだと思っていたので、なくなってしまったということで、この件について、詳しく教えていただきたいと思いました。

**【田中課長】**

ただいまの事業の所管課が、保健福祉部の健康推進課というところになっておりまして、本日担当の者が不在なものですから、内容を確認した上で、後日回答させていただくということで良いでしょうか。

**【栗林委員】**

はい。

**【水野委員】**

大変鋭いご指摘だと思いますので、ぜひ詳しくご回答いただければと思います。  
他によろしいでしょうか。

#### 【北島委員】

弁護士の北島と申します。冒頭にコロナの関係で子ども食堂のお話が出ましたので、少しその件含めてお話しさせていただきたいと思いました。コロナが広がるちょうど少し位前に弁護士の有志が子ども食堂と法律相談をやるようなことを企画してまして、それに誘われてやりますということをお話していたんですけども、コロナが広まってしまって、ちょっと立ち消えになってしまって、実施できないでいるということでした。その後動きがどうなったのか、その弁護士に聞いていないのでわからないんですけども、私たちもそういうところで関わられたらと思っているところです。あと、コロナの関係ですと、離婚をされているご夫婦のお子さんの面会交流のことで、面会を申し出る側にとってはコロナの影響でリアルな面会がなかなか難しくなったというようなどころがありますし、逆に面会をあまり望んでいないお子さんを抱えた父親ないし母親の方はコロナで元配偶者から連絡が来なくなってちょっとほっとしたんだっていうお話も聞くところです。あとは離婚の相談ですとか旦那さんの相談ですとか、今後大きくなって増えていくのかなって思うところではあります。

あと、資料の2の中で25番、26番。性犯罪被害者の支援、性暴力被害相談支援センター宮城の導入の関係、少し遠いかもしれないんですけども47番の性教育等研修事業というところで質問させてください。それぞれ所管課別で事業回されていると思うんですが、私の方で性犯罪被害者の方特に性暴力被害者の方の御相談受けることが多いんですけども、性暴力の被害者、まあ性暴力に限りませんけれども、被害者の方やはりワンストップでいるんところに繋がる必要性、自治体の皆さんにご支援いただかないといけない場面がとともあるので、ぜひ課を跨いでご支援をいただければ大変ありがたいなという風に思っているところです。犯罪被害者の支援の条例が宮城県はあるんですけども仙台市にはありません。そのあたりも今後働きかけをしていきたいと思いながらこの計画を見ておりました。引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【水野委員】

ありがとうございます。

#### 【田中課長】

今の性暴力その他に関連して、国の方でも令和2、3、4年と集中強化期間と設定しております。県としまして、性暴力性犯罪に対しその期間集中的に力を入れていくとしております。県としまして、今性暴力被害相談支援センターというのを設置しておりますけれども、そちらの方も、予算を拡充するなりして、対応をより充実していくような準備を進めているところです。

色々国の方でもコールセンターの設置とかやっております。国の方針に則って、国の制度を利用して県でも進めていきたいと思っております。ちなみにコロナ禍でこういう性暴力とかDVとかが増えているという話が出ていましたけれども、性暴力の被害相談支援センターの相談件数については、あまり宮城県の件数は例年とほぼ変わらない状況になっています。それから先ほど利府町長さんの方から生理の貧困の話もありましたけれども、こちらの方も国の方で地域女性活躍交付金を用いて、本当に困っている女性達の為に行う施策をということで、交付金を拡充してつながりサポート型というのを設けました。県でも5月の補正予算で予算を確保しまして、県内、仙台市を除いた5地域、ちょっと広域になるのですけれども、大崎栗原、登米気仙沼、石巻仙台北、県南地域と5地域で地域のNPO団体、そちらにいらっしゃる栗林さんとあと石巻の兼子委員のNPO団体に委託をし、今後、コロナ禍で困っている女性で相談に来られた方で生理用品を買えないような方に対しては生理用品をお渡ししたりしていただきます。今年度8月あたりから相談窓口を設置することになっておりますので、今年度の事業にはなりますけれども、そういった対応も取らせていただく予定になっております。

#### 【水野委員】

ありがとうございました。先ほど相談窓口の1,300件の相談内容は家庭関係と人間関係が多いということでしたし、本当にお話を伺っていると、孤立した家庭の中で一番弱い人々が苦しんでおられるのだと痛感します。そしてそこに手を差し伸べることが出来るのは、現状では身近な自治体だと思います。是非ご尽力いただければと思います。自ら被害者だと自覚できる方ばかりではありません。家庭内のDV被害者なども自分が悪かったと思ってしまって、苦しんでいる方も多いので、きちんとSOSを出せない方も含めて、色々なチャンネルで救ってあげないといけないと思います。よろしく願いいたします。

他に御意見ございますか。

#### 【田口委員】

性のこととあとコロナのことで私の方からお話しできればと思っていたことがありましたので、新聞等で掲載されていたのでご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、このコロナ禍で十代の妊娠が大変増えているという。それも望まない妊娠が増えているというような報道がありまして、その原因の一つとしては、優先される授業の中で、小・中・高校となかなか授業が思うようにいかない中で性教育の時間が削られているという現状があるのではないかという懸念があります。そういった中でやはりコロナの影響というのが及んでいるということなので、そのあたりで何か対策とか必要なんじゃないかという意見と、あとは4期でも少し御意見申し上げたところなんですけれども、性教育の大事さというところは感じておまして、このあたりで関連していそうだなというところがこの資料2

の47番あたりなのかなと思うんですけども、このあたりで少し開催形態とか研修内容を検討する必要があるとなっていますので、もし今後どういう風に考えられているのか、学校等でなかなか教育が難しくなっている現状を踏まえてどのように考えられているのか伺って見たかったのですが、いかがでしょうか。わかる範囲で、現行の範囲で構わないので。

**【水野委員】**

お答えいただけますでしょうか。

**【堀内専門監】**

担当の保健体育安全課の方が欠席となっておりますけれども、確認しているところでは、「子どもたちを性被害から守る」というテーマでオンラインで研修会を開催したということ聞いております。講演いただきました先生は宮城にも何回か脚を運んでいただき様々なところで講演いただいている先生で、大変良かったという風に聞いております。性教育の重要性につきましては、私の方でも保健体育安全課の担当者と話をしております、現在どのように行っているかですとか、こちらの審議会でも話題になっている内容について伝えているという状況でございます。実際の学校の現場では、性教育に関わる内容というのが非常に幅広く様々な教科に散らばっております、小学校でしたら担任の教員プラス養護教諭も一緒に入って行ったり、中学校や高校ですと、保健体育の教員や養護教諭が行ったり、あるいは外部の専門家の方に来ていただいて直接子ども達に話をしてもらう機会を設けたというような話を聞いております。私も石巻市の審議会の委員をやっているんですけども、高校では毎年性教育講話というものを行って、外部の専門家、保健師さんですとか、看護師さんなど医療関係の方を呼んで、子ども達に話をしているという話を聞いております。ですので、他の学校につきましてもそういった外部の専門家と連携しながら進めているという状況ではないかと思われま。

**【田口委員】**

ありがとうございます。ここはなかなか立ち入りにくいところで、ただ学校間の差が大きいところかなと思うので、継続できることって言ったら難しくなるんですけど重要なこと言うところになっていると思うので、お願いします。

**【水野委員】**

ありがとうございます。本当に重要な点だと思います。少女達の性被害は心身に深刻な後遺症を残しますので、そういう被害が生じないための重要な予防策の一つだと思います。ありがとうございます。他によろしいですか。

色々と御意見ご質問をいただきまして、どれも本当に重要な御意見だったと思います。そうするとこれで御意見はほぼ出たということになるでしょうか。まだ本日ご欠席の方から

の宿題などもいただくところかと思えますけれども、一応そういうご意見を踏まえるという形で年次報告の作成を進めてよろしいでしょうか。

**【渡部委員】**

年次報告書の方なんですけど、できればキャリア推進のところ、報告書の64ページから65ページにかけて何ですけれども、いきいきキャリアスタート事業というのは去年高校しかやられてなかったんですかね。それで前に大学でも是非お願いしたいという事を言っていたので、形態がこのいきいきキャリアスタート事業ではないんですが、もし差し支えなければ、共同参画社会推進課さんと本学がやったWebによる学生向けの話を入れておかれたら良いんじゃないかなと思うんです。せっかく活動したのに、載っていないのはもったいないので、確かに施策としてやったわけではなくて、こういった形でやったので、もし本学以外の大学さんでもこれを見てご希望されるのであれば対応できますし、さっき熊谷委員から出てきたように将来Web配信という方法で周知することも可能なので、そういう試験的なことをやったというようなところを実績としてあげられておいたらいかがでしょうか。そのようにされたらいかがかなと。

**【水野委員】**

ありがとうございます。

**【田中課長】**

いきいきキャリアスタートは大学も一応対象に入っておりまして、コロナの関係で開催できなかったというような話で、高校だけ引き受けてもらい、何とか実施したというのが実情です。対象で言うと大学も入っており、去年はお話にあったように宮城学院女子大学でもやっていただいております。また、Web開催等大学関係については載せる方向で検討したいと思います。

**【渡部委員】**

よろしく申し上げます。

**【水野委員】**

前向きかつ将来に繋がるようなご指摘だと思います。報告書に入れていただければと思いますので、検討をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは御了承いただいたということで第一の議題は終了したことにさせていただきます。ありがとうございました。

次に議題の2のWeb会議システムを利用した会議の出席案についてということですが、これも事務局の方から御説明お願いいたします。

### 【堀内専門監】

それでは議題の2につきまして、資料の4で説明いたしますので、お手元の方に資料4を御準備いただきたいと思います。

本審議会の開催につきましては、これまで対面で開催しておりましたが、昨年より新型コロナウイルス感染症対策として、本県ではWeb会議システムの環境整備を進めております。今後、本審議会でのシステムの活用を見込み、Web会議システムを用いた会議の実施について、資料4のとおり案を作成いたしました。

本議案につきましては、宮城県男女共同参画審議会運営要領の第6条に基づき、ご審議いただきたいと思います。

第1は、Web会議システムを活用した会議の出席につきまして、会長が必要と認める場合、会長以外の委員（議事に関係のある専門委員を含む）は、Web会議システムを利用して会議に出席することができる旨を定めております。第2は、Web会議システムによる出席を審議会の出席として取り扱うものとするが、原則としてWeb会議システムの利用においては、映像及び音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意思表示を委員相互に行う事ができる環境を整える旨定めております。第3は、Web会議システムの利用においては、映像及び音声送受信できなくなった場合には、Web会議システムを利用する委員は、映像及び音声送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす旨を定めております。第4は、Web会議システムにおける出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない旨定めております。最後に第5（その他）でございますが、これら第1から第4までの取扱いにつきましては、部会について準用することを定めております。資料の説明は以上でございます。

### 【水野委員】

ありがとうございました。どこでもこういうことをやり始めているところですけども、いよいよこの会議でもこういう手続きでWeb会議を取り入れようということでございます。個人的には、こうして直にお目にかかれるのが私は好きなのですが、やはりなかなかそうとばかりは言えない状況で、職場のご事情などもおありだろうと思います。何かこのご説明についてご質問とかご意見おありでしょうか。

### 【熊谷委員】

はい。これは本当にWeb会議なんですよね。というのは、私市町村長会議を知事が主催でやるとき県庁に来てWeb会議をするのですが、意味があるのかなって思いました。密を避ける為って途中のエレベーターとかすごく密なんです。町長室からWeb会議でというならよくわかるんですけども、本当のWeb会議でよろしいんですよね。

**【田中課長】**

はい。本当の、今お勤めの場所からZ o o mとかでそういったものが利用できるのであればW e b 会議システムを使う形で委員の皆さんに参加いただければと思います。他の審議会でもそういったやり方でちょくちょくやっている状況です。この審議会はこれまで対面で行っていましたが、今後は直接来られないという状況ということであればW e b 会議で参加していただくという形を取らせていただければと思っております。

**【渡部委員】**

これに対する費用ってどのように考えていらっしゃいますかね。業務で来ている方々はいいんですけども、個人の資格で来られている方の場合だと、場合によっては自分でシステムを揃えなきゃいけない。たとえばP Cはお持ちになっているとしても、今 ZOOM の話でましたけど、ソフトウェアは無料ソフトで開放的なフリーものでいいのかとか、そういう議論がなされていないと、たとえば ZOOM については企業さんにおいては使わないと決めている企業さんもありますし、Microsoft 社 Teams ですとだいたいできますけど、これしか使えないですとかそういうソフトウェアの問題もなんかあるような気がします。もちろんP C のハードウェアの問題もあるんですけども、ソフトウェアについて検討しないですぐっていう訳にはいかないんじゃないかなって思うんですね。他の会議はどうされているんですか。みんなフリーで、フリーソフト使って自由にやってるって感じなんですか。そこはまだわからない。

**【佐々木班長】**

県庁でW e b 会議システムを利用する場合なんですけれども、ソフトウェア決まっておりますして、ZOOM、あとはWebex というですね、セキュリティ上の関係でその二つでW e b 会議を行うように定められておりますので、当審議会におきましては ZOOM、Webex を使ったの利用になるかと思っております。

**【渡部委員】**

録画はフリーにしています？録画はその委員会でフリーに出来るようになってます？

**【佐々木班長】**

録画に関しましてはお調べしてお答えさせていただければと思います。

**【渡部委員】**

こういう風に簡単に出してもらうのはいいんだけども、少しちょっと検討しないといけないようなことがやっぱりあるって言うこと、今のソフトウェアの問題とか録画の問題

とか、それから招待するときの ID とパスワードの拡散の問題とか、こういうものが守秘義務とかの規定を入れておかないと、自由に拡散されて自由に映像編集されてしまうっていうのはちょっと心配してます。あと、2 点目なんですけど、これもし先ほど熊谷委員からもありましたけど、自宅でもしやった場合の通信料っていうのは、どういう風になりますか。我々が委員会に来るとすると、そこに掛かった場合の費用は全部委員会が持つことになるんですよね。そうすると、先ほどの会社とか学校とかっていう風になると、変な話だけど、学校のシステムを使ってその費用を委員会の費用としてじゃなくて大学側が負担してるような費用の形になってくるんですよね、通信料。で、仮に大学だからいいやって話になっても、個人の方がもしやられるとすると、1 時間半会議でずっと回線繋ぎっぱなしにしてしまうと、たとえば Wi-Fi とかだと月の通信利用量が決まっていたりだとか、月の使える容量が決まったりすると、そこをオーバーしてしまつて非常に大きな金額になってしまったりだとか、あとその後使おうと思ったら回線スピードがものすごく遅くなったりだとか、こういうところは、ちょっとどういう風に、負担を考えていくべきなのか。費用を負担してくれる組織を持った人たちであればいいんですけど。あと、私なんかの場合だと、責務相反とか利益相反になるようなことが起きます。要するに大学で大学のシステムでやってるのに個人的意見と言いながら大学の意見と違う意見を審議会では自由に述べているんだけど、それはその大学の施設で大学のシステムを使ってやったときに、利益相反とか責務相反にならないとか、そういうちょっとセキュリティとか、責任の問題あるかなど。もちろん水野委員は責務相反とか利益相反とかよくご存じだと思うんだけど、もう少しこうペラ紙じゃなくてももう少しちゃんと作り込んでおかないとちょっと不安かなと思う。まあ、私の意見なんですけれども。

#### 【水野委員】

ありがとうございます。ここの会議だけの問題ではないだろうと思います。県庁全体で検討されておかれると良い問題ですね。私も県の他の審議会で、もっと早くに昨年度の初めの段階で、Web 会議はどうでしょうかという議論をしましたが、当時オンラインの回線がわずかしか、3 つか 4 つぐらいしかなくて、知事室と公衆衛生とあと一つを全部局で奪い合いという状態なので無理ですと伺いました。ようやく会議ができる体制を整えられてきたということなのだろうと思います。ということは、つまりまだ今は渡部先生がおっしゃったような詰めはなされていないのじゃないかと心配です。県の中で Web 会議がいよいよ花盛りになってくるとすると、今の段階で詰めておかれた方が、安全策という意味で良いだろうと思います。それは今この会議体だけで、共同参画社会推進課の方だけでお答えになれる問題ではなからうと思いますけれども、ちょうどいいご指摘をいただいたので、県の然るべき部署でご検討いただければと思います。ありがとうございます。それでは一応そういうこともご検討いただいた上で Web 会議もこの審議会に取り入れる

ことにさせていただければと思います。それでは一応これはご承認いただいたということであとは事務局の方にお任せするというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それで一応予定していた議題はこれで終了でございますけれども、他に何か皆さんの方や事務局からございますか。よろしいですか。

( な し )

それでは一度ここで議事を終了とさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。議長の役割を事務局の方にお返しいたします。

## 5 その他

(以下、各委員の名称については、個人の情報が含まれるため、A～E委員として表記)

### 【事務局】

議事進行どうもありがとうございました。

それでは次第の方の4番その他に入らせていただきます。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではここで事務局の共同参画社会推進課田中課長より、皆様にお伺いしたい件がありますので、お願いします。

### 【田中課長】

それではその他と言うことで、昨今、選択的夫婦別姓の問題が国の方で話題になっておりますが、最高裁の方でも合憲、違憲ではないという結論が出ています。実は県議会の中でも、その選択的夫婦別姓について、基本的には国の問題だということは最終的にはあるんですけども、県としてのその辺の考え、意見、今後の考え等を聞かれたりしている状況です。それでいろんな方から選択的夫婦別姓について様々な御意見をお伺いする機会があればと考えておまして、我々の参考とさせていただけるような御意見をうかがえると大変ありがたいと考えております。選択的夫婦別姓について何か御意見等ございますでしょうか。どういうふうに考えてるのかというのを教えていただけると大変ありがたいので、何かあればお聞かせいただけると。なかなかお答えづらいお話だとは、話題だとは思いますが。

### 【A委員】

なかなか立場によっては御発言しづらい方もおられるのかなと思ったので。弁護士会の方では、選択的夫婦別姓の最高裁の判例が出ていますので、選択的夫婦別姓を進めるべきという方向での会長声明をまもなくあげることで準備を始めているところではあります。弁護士の実態としては登録している姓と戸籍名が違うという弁護士は女性の場合は相当おります。実際に金融機関等で口座を作るときの支障などは生じていると言うことで聞いておまして、私個人としては、ぜひ進めていただきたいと思っているところです。ただ、それ

どれ皆さん色々なバックグラウンドがあって、お考えも異なるところだと思いますので、議論していくべきなのかなというふうに思っております。

**【田中課長】**

ありがとうございます。

**【B委員】**

一個人としての考えになりますが、私は夫婦別姓を取っておりまして、なので戸籍はまた別の名前です。理由としては、これは大学特有かもしれないんですけど、論文を書いたときですね、結局名前で検索されると違う人になってしまうという理由が当時大きかったように思うんですけども。それともう一つは個人的に少しの間結婚について伏せておきたかったという事情もあってそういう意味では二つ重なってしまってこういう選択になったんですけども。特殊かもしれないんですけど個人的にちょっと姓を隠したいという事情の人も世の中にはいらっしゃるかなと思います。選択できるのがやはり良いのかなと私は思っています。先ほど言われたように実際姓を別にしてみて金融機関とか、本当に手続き上の事がすごく苦勞するというか、だいぶ過ごしやすくなっただけですけど、説明が必要だったりまた別書類が必要だったりとかいろんな手続きがあるので、早くその辺りが整えば良いなと個人的に思っているところでした。

**【田中課長】**

ありがとうございます。

**【C委員】**

私はやはり結婚する時にそれまで自分で使っていた苗字で外の方と付き合ってたという事で通称使用というのを戸籍名と変えました。それで15年位やって子どもにも家で電話に出るときはお母さんの苗字はこの苗字。お父さんの苗字はこの苗字だからね。ということで二つの苗字を重ねて電話に出るように言う。やはり手続き的なものが非常に煩雑で色々な役所の手続き。給料は戸籍名で出さなきゃいけないとか健康保険はそっちとか。あと職場の決裁は通称で良いとか。非常にめんどくさかったので、途中で挫折をしてしまいました。今この私の苗字は戸籍名なんですけれども、途中から転勤を契機にもうめんどくさいということで夫の苗字にしました。今でも納得はしてないし、法律で別姓になればすぐに別姓にしようかなと思っておりますけど。やっぱり自分が馴染んできた苗字を変えるっていうのは、結婚で変えるっていうのはすごく抵抗がありました。何で変えなきゃいけないんだろうっていう。ただ、職業上特に何にも支障はないんですけども、やっぱり自分のアイデンティティとしてずっと使ってた苗字っていうのはあるので。女だけが90何%変えるっていうことは非常におかしいなと。それによって家族の一体感が損なわれるっていうのは全く良く

わからない。家族の一体感っていうのは長年家族で育てるもので苗字で一体感を得られるんだっていうそんな単純なことだったらこんなに離婚も増えないですし、そういう問題ではないんじゃないかなっていうふうに思います。自分の家庭でも別姓で子どもを育てた期間もありますし、もう早く夫婦別姓なのかなっていうふうに私は思います。

**【田中課長】**

ありがとうございます。

**【D委員】**

私はこの話題はあまりこの場にふさわしくない話題だと思います。

少し政治的な色が強すぎるし、議会で、そういうふうに取り上げられたんだったら、これは議会がまず、答えを出すべきことで、この審議に、プライバシーとかも出さなきゃいけないところがあるので、いかがなものかなと思います。その他で扱うことではないと思います。なので、もし扱うのだったら、ちゃんと議題にして、その経緯や論点とか、国の考え方、県の考え方を全部披瀝してもらって、議論していかないと、適してないと思います。

**【E委員】**

私は、議題にしてもいいとは思いますが。いろいろなお立場、ご事情がおありなのかもしれませんが、男女共同参画の施策上、基本的な問題の一つだとは思っています。おそらく、私はこの問題については日本中で最も詳しい一人だろうと思います。夫婦別氏選択制を提案した平成8年の法制審議会民法改正要綱を作ったメンバーの、生き残りの一人です。当時はまだ30代で、30代の5年間を無駄に使っちゃった、返してっていう経験なのですが。法制審議会は権威のある組織で、法制審が提案した民法改正が通らなかったのはあれが初めてでした。当時の橋本首相も加藤幹事長も通すおつもりだったと聞いています。ところが自民党の中の保守バネが働いて、政府提案になりませんでした。ちょっとトラウマ的になっている経験です。今回の最高裁の判決でも宮崎判事と宇賀判事の少数意見が行き届いて論理的で余すところなく書いているように思います。人格権の根幹である氏を、自分の名前を変えないと結婚できないという強制的変更は、婚姻の自由の侵害で、明らかに憲法違反だという少数意見は、おっしゃるとおりだと思うのです。立法府が早く改正して欲しいのですが。民法改正要綱を作っていた当時、私は自民党の議員の説明会にも呼ばれて、初めて自民党の代議士と多量に接近遭遇するという経験をしました。私が氏の歴史や比較法の話をした後、質問を受けたのですが、「E先生に質問です。私の選挙区ではまだ夫の親を介護している孝行な嫁がたくさんいます。夫婦別姓選択制が通ると、そういう嫁が村八分にあってしまう。いかがお考えか」と言われたときには、頭が付いていきませんでした。改正反対派の講師も呼ばれていて、彼は「夫婦別姓が通れば、日本は革命直後のソ連のようになる、婦女暴行が増える、非嫡出子が増える、家庭が崩壊してオウム真理教がはびこる」という内容の話をし

ました。私があきれていたら、「先生の言われるとおりで」と彼が拍手を受けたのです。愕然とした経験でした。ともかく論理的ではないのですけれど、そういうリアクションには強力に情緒的なものがありました。その背景には日本のナショナリズムの形成過程も関与していると思います。明治民法立法は、1898年ですから1900年ちょっと前までは日本別姓の国でした。戸籍上も別氏でした。明治民法で同氏にするとなったときは西洋かぶれだという批判があった位です。明治の元勳たちは、江戸期の藩という国ではなく、日本というナショナリズムを確立しようとしていました。彼らは、西洋諸国を回ってキリスト教の影響が強力にあることにショックを受けて、キリスト教がないと近代化できないのか、と愕然とするのですが、でも今更二世紀半も禁忌としてきたキリスト教を使うわけにはいかないし、しょうがない、じゃあ天皇制を利用しようということになったのです。忠孝一本という哲学で、日本のナショナリズム構築することにした、そういう元勳の世代は意図的に制度を設計したのですが、それで本気になる人たちが育ってきちゃって、二・二六事件がおき、戦前のファシズムになっていくわけですけれども、家制度はそういう忠孝一本ナショナリズムに利用されてきた側面があります。忠孝一本のナショナリズムの側面が別姓反対派の源流に流れ込んでいるところがあるのだらうと思います。でも、氏名権は本当に人権に関わることなので、立法で明らかに変えなくてはならないことだらうと思います。ただ、県のレベルでできることは、果たしてどれほどあるのでしょうか。それから最高裁が違憲の結論をとれなかったことにも、ちょっと理解できる点はあるのです。もちろん少数意見の方がまっとうだと思いますけれども。違憲無効にすると、そのとたん技術的な手当が必要になります。戸籍上の書きぶりをどのように変えるのかとか、子どもの氏について両親が一致しなかった時にどうするのかとか、技術的な手当が必要で、それはやはり国の立法によらざるを得ないところがあります。最高裁には違憲と判断して欲しかったですけれども、そういう細かいところまでは最高裁は指示しにくいというジレンマは理解できます。非嫡出子相続分の違憲決定でもそれが難しいところでした。立法だとこの日から相続分は平等ですと言えるわけですけど、裁判所の判決だと、その効果は遡ります。この遡及効が当時の最高裁の一番の悩みだったらうと思います。最高裁は、敢えて当該事件の日まで遡らせて、かつもうすでに決着が着いている遺産分割のケースには遡及効は及ばない、という形で違憲判断に踏み切ってくれたのですけれども、夫婦同氏強制の違憲に踏み切るのはさらに難しかったでしょう。ちょっとそこだけはわかります。ともかく国がなんとかしなければならない問題です。もちろん県のレベルでできることもあり、通称使用に対するハードルを行政的に低く出来る限りは低くするというところではご尽力頂きたいと思いますが、問題は国なのだらうとは思いますが。

#### 【田中課長】

ありがとうございます。センシティブな話題であり、なかなか難しいところなんだとは思いますが、今どのような意見があるのかというのを単純にお伺いしたかったというのが我々の思いだったものですから、こういう形で聞かさせていただいたんですけれども。

今のお話を聞いてどうこうというものではございませんので、色々多種多様な御意見があるというのを教えて頂きたいなというのと、あと水野先生の学者としてのお話も聞かせて頂ければありがたいなという思いがあり聞かせて頂きました。貴重なお時間をいただいてありがとうございました。

## 6 閉会

### 【事務局】

本日は皆様長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

最後に事務局の方から事務連絡がございます。

委員の皆様の任期ですが、来年の3月4日までということになっております。現在のメンバーでお集まりいただく審議会については本日最後ということになります。今後の改選手続き等でご相談させていただくこととなりますので、その際はまたよろしく願いしたいと思います。

ちなみに次回は、来年の3月に新しいメンバーで開催する予定となっておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の会議、閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。